その他告示

○宮内庁告示第八号

令和八年歌会始お題「明」の詠進歌の選者は、七月一日、次の者に定められた。

三枝　昂之
永田　和宏
今野　寿美
栗木　京子
大辻　隆弘

令和七年七月一日

宮内庁長官　西村　泰彦

○総務省告示第二百四十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月一日

総務大臣　村上誠一郎

一　特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

(一)　変更前の名称

東日本電信電話株式会社

(二)　変更後の名称

ＮＴＴ東日本株式会社

(三)　変更年月日

令和七年七月一日

二　特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

(一)　変更前の名称

西日本電信電話株式会社

(二)　変更後の名称

ＮＴＴ西日本株式会社

(三)　変更年月日

令和七年七月一日

三　特定社会基盤事業者の種類

電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。）

(一)　変更前の名称

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(二)　変更後の名称

ＮＴＴドコモビジネス株式会社

(三)　変更年月日

令和七年七月一日

○法務省告示第百三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年七月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

千葉地方法務局所属　篠原　辰夫
宇都宮地方法務局所属　古谷　剛司
長野地方法務局所属　三宅　義寛
長野地方法務局所属　秤屋　雄一
新潟地方法務局所属　片山　徳征
名古屋法務局所属　福島　司
名古屋法務局所属　宗野有美子
津地方法務局所属　沼田　政行
金沢地方法務局所属　谷田部　浩
山口地方法務局所属　相原　茂
山口地方法務局所属　関口　正木
岡山地方法務局所属　中島　仁志
佐賀地方法務局所属　横山　紫穂
長崎地方法務局所属　林　健児
盛岡地方法務局所属　工藤　俊二

○財務省告示第百七十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件等の一部を次のとおり改正し、同条第六項の規定に基づき告示する。

令和七年七月一日

財務大臣　加藤　勝信

酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件等の一部を改正する告示

（酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第一条　酒類業構造転換支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和三年財務省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

（日本産酒類海外展開支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第二条　日本産酒類海外展開支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和三年財務省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

（新市場開拓支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第三条　新市場開拓支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和四年財務省告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。

（酒類業振興支援事業費補助金の交付に関する告示の一部改正）

第四条　酒類業振興支援事業費補助金の交付に関する事務を国税庁長官に委任した件（令和六年財務省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二号を削る。